

文部科学省
基礎研究医養成活性化プログラム

**地域で活躍する
Forensic Generalist,
Forensic Specialist の養成**



滋賀医科大学



京都府立医科大学



大阪医科大学

2021年～2025年度

<本プログラムの目的>

滋賀医科大学、京都府立医科大学、大阪医科薬科大学が連携し、3校の特性を生かして法医学に関する優れた知識・技能を有する専門家を養成します。

<社会に必要とされる知識・技能>

治安維持や安全確保、公衆衛生の向上に資する能力が求められます。

➤ 実地臨床（生体鑑定）

- ・被虐待児童や高齢者を早期に発見し、受傷機転を明らかにする
- ・犯罪被害者に診察を行い、被害の内容を明らかにし、心身のケアを行う
- ・中毒患者の原因物質を特定し、治療方法を検討する など

➤ 死因究明

- ・正確な死因を究明することで、亡くなった方の尊厳を守る
- ・事故や事件の全貌を明らかにして予防対策を講じる
- ・感染症の蔓延を防ぐ
- ・大規模災害で、多数の死者に対して死因究明や身元確認を行う など

<地域に根ざしたプログラム>

連携する各大学が行う地域に根ざした活動をもとに、プログラムを運営していきます。

➤ 拠点：滋賀医科大学

- ・滋賀県内の法医解剖を担当
- ・滋賀県における行政や関連団体と連携した地域の安心・安全の確保
- ・死因究明等推進協議会が関西で初めて発足、全国で先進的な取り組み
- ・2020年度から、厚生労働省のChild death reviewモデル事業を実施。地域の医師会等と連携して、防ぎ得る死を予防

➤ 連携校：京都府立医科大学

- ・京都府内の法医解剖の半数以上を担当
- ・京都府内、滋賀県一部地域の死後CT撮影を実施
- ・法歯科医による身元不明者や被虐待児等の歯牙鑑定
- ・法看護師による行政や関連団体との連携、小児や高齢者虐待等の予防、遺族ケアの実施

➤ 連携校：大阪医科薬科大学

- ・大阪府内の法医解剖を担当
- ・児童虐待児の予防
- ・全国の検察や警察からのDNA鑑定の依頼に応需

<プログラムの詳細>

本プログラムでは、大学院博士課程コースと、短期間に10回程度の教育を受けるインテンシブコースが設けられています。いずれも、3大学の教員が共同して講義・実習・演習を行います。

1. 大学院博士課程

・法医臨床医 (Forensic Physician) 養成コース

法医学に関する知見や能力を備えた臨床医を目指します。医療現場で遭遇する異状死に対して適切な死体検案ができること、被虐待児や被虐待高齢者の診察時に損傷発生機序を正確に判断できること、犯罪被害者や死者の家族などに対する適切なグリーフケアができることなどを到達目標とします。

・法歯科医 (Forensic Dentist) 養成コース

法医学に関する知見や能力を備えた歯科医を目指します。死体の歯牙を観察し、デンタルチャートを正しく作成できること、身元確認作業が行えること、また、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い、歯科所見やバイトマークの有無を確認すること、顎顔面損傷発生機序を正確に判断できることなどを到達目標とします。

・法医専門医 (Forensic Specialist) 養成コース

法医実務や鑑定を主たる業務とする法医学の専門家を目指します。法医解剖を執刀でき正しい法医鑑定ができること、法医学における幅広い知識を有すること、裁判において正しく科学的知見を述べられること、法医学に関する研究に従事できることなどを到達目標とします。

2. インテンシブコース

実地医師・歯科医師が法医学的知識・技能を身につけて、地域の警察協力医、子ども家庭相談センターの委託医として活躍するなど、死体検案、身元確認、犯罪被害者の診察に従事できることを目的とします。

・臨床法医歯学(医師)コースカリキュラム

- ①死体検案総論 ②内因性急死の診かた ③外傷死の診かた
- ④薬毒物中毒検査 ⑤グリーフケア ⑥被虐待者の診かた
- ⑦矯正医療 ⑧個人識別 (DNA検査、白骨鑑定) など

・臨床法医歯学(歯科医師)コースカリキュラム

- ①死体検案総論 ②顎顔面外傷 ③外傷死の診かた
- ④薬毒物中毒検査 ⑤大規模災害 ⑥被虐待者の診かた
- ⑦矯正医療 ⑧個人識別 (DNA検査、白骨鑑定) など

京都府立医科大学では法医実務を4部門で幅広く担当しています。

▶法医学部門

【死後CT検査】2010年から、ご遺体専用のCT撮影装置を教室で設置し、解剖時のみならず、検視・検案時の遺体のCT撮影も警察の依頼に応じて行います（撮影件数は増加の一途で、令和3年は約800件）。定期的に放射線科専門医も交えた死後CT画像読影会を行っています。【法医解剖】日本法医学会法医指導医、同法医認定医、そして死体解剖資格を取得した医師・歯科医師が解剖を行います。年間120件程度の解剖や、生体鑑定を行っています。臨床各科や病理学教室とも連携しています。【病理組織検査】自動包埋・染色・封入装置を使用し標本作成を行います。バーチャルスライドスキャナにより標本をデジタルデータ化しています。

▶法歯学部門

【歯科治療所見による身元確認】身元不明のご遺体に対し、警察から依頼を受け、歯科所見から身元特定を行っています。デンタルX線（レントゲン）撮影やCT撮影も併用します。【歯からの年齢推定】歯のすり減り度合い（咬耗度）や歯の萌出の程度を元に、年齢推定を行います。【バイトマーク（噛み付いてできた歯形）鑑定】意思表示が充分にできない子供や高齢者等が虐待等により噛みつかれた場合や、被害者が抵抗して相手の腕に噛みついた場合などの咬傷鑑定を行っています。【小児歯牙鑑定】児童相談所を定期訪問し、小児の歯牙を診察し、齲歯や衛生面から親のネグレクトの可能性を判断したり、治療の必要性を判断します。

▶法中毒学部門

【解剖検体の薬毒物分析】毒物混入による殺人事件、毒ガス吸引事故、薬物過剰摂取による自殺、飲酒運転による死亡事故等、薬毒物が関与した異状死は少なくありません。LC-MS（QTOF、MS/MS）やGC-MSといった大型分析機器を用い、2,100種類以上の化合物が検出されるシステムを構築し、解剖全例に検査を行っています。

▶法看護学部門

【生体鑑定】児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、性犯罪および傷害事件等での創傷の生体鑑定の際の各機関との窓口業務及び鑑定サポートを行っています。【解剖遺族アドボケイト】当教室で解剖された方の遺族の擁護（advocate）を行っています。突然の家族の死に直面した遺族等に必要な支援も行っています。

